

石川県移住ガイドブック制作業務委託仕様書

1 目的

県外（主に三大都市圏）からの移住希望者等に向け、移住ガイドブックを通じて、本県の暮らしの魅力や移住支援制度等を広く周知し、本県への移住意欲を喚起することで、本県への移住・定住を促進する。

また、令和6年能登半島地震により、本県への移住に不安を感じる移住希望者もいることから、震災後の現状を紹介し、安心して移住を検討いただけるよう図る。

2 委託業務期間

契約締結日から令和6年12月28日まで

3 委託予定金額

1, 100千円以内（消費税及び地方消費税を含む）

4 本事業の対象者について

本事業の対象者は移住に関心がある者。（主に、移住漠然層）

5 配布場所

- ・首都圏等における県関係機関（移住相談窓口、アンテナショップ、県事務所等）
- ・首都圏等で開催されるイベント会場
- ・全国的な移住相談窓口（ふるさと回帰支援センター、移住・交流情報ガーデン等）
- ・金沢駅、小松空港、能登空港
- ・希望者への送付 等

5 委託業務の内容

移住ガイドブックのデザインの作成、取材、印刷等、制作に係る全般を行うこと。

(1) サイズ A4またはB5サイズ

(2) ページ数 20～30ページ程度

(3) 制作部数 2, 700部

その他、移住ポータルサイト「いしかわ暮らし情報ひろば」に掲載用のPDFデータも併せて作成すること。

(3) 表紙

移住希望者等が手に取りやすく、かつ、保持してもらえそうな魅力あふれるデザインとすること。裏表紙には問合せ先を掲載すること。

(4) 本文

写真やイラストを効果的に使った興味関心を引くデザインとすること。また、ページ構成や掲載情報は、見やすいレイアウトとすること。

(5) ガイドブックに掲載する最低限の内容は、以下のとおり。

- ・ 石川県の概要
- ・ 移住までのロードマップ
- ・ 移住者インタビュー（3組以上）
- ・ 仕事情報
→（例）産業の特徴など
- ・ 暮らし情報
→（例）住まいの探し方、生活費、気候など
- ・ 子育て情報
→（例）支援制度、保育園事情、子育て世帯向けおススメスポットなど
- ・ 19市町紹介
※掲載情報は、いしかわ「第二のふるさと推進実行委員会（以下、「実行委員会」という）から提供します。
- ・ 移住支援制度
※掲載情報は、実行委員会から提供します。
- ・ 震災情報
→（例）震災後の能登の様子、ボランティア募集情報など
- ・ 県の位置情報・交通アクセス

(6) 移住者インタビュー

- ・ 取材対象は、実行委員会より候補を挙げ、受託者と実行委員会で協議の上、決定するものとする。
- ・ 取材日程や取材場所の調整は、対象者と受託者間にて行うものとする。
- ・ 取材、撮影にかかる費用（取材対象者の報酬、撮影場所代等）については、本業務委託費の中に含まれるものとする。

(7) 校正

掲載内容の校正は、最低3回は行うこととする。

(8) 納期・納品場所

納期：令和6年11月20日（水）

場所：いしかわ第二のふるさと推進実行委員会（石川県地域振興課内）

〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地

(9) その他

本業務の円滑かつ効果的な実施に資する取組を提案し、実行委員会と協議の上、実施すること。

6 実施体制

事業を確実にかつ円滑に実施できる体制及びスケジュールとすること。

7 実績報告書の提出

(1) 実績報告書

本業務の実施内容を記載した実績報告書を作成し、A4サイズで提出すること。

(2) 電子データ

実績報告書データについては、PDF等の電子データにより提出すること。

(3) 提出期限

実績報告書の提出は令和6年12月28日を期限とする。

8 支払い方法

原則として、実績報告書提出後に支払うこととする。

ただし、実行委員会に協議し同意を得た場合、事業を執行した額を限度として、委託料の前金払を請求することができるものとする。

9 情報のセキュリティの確保

(1) 情報セキュリティポリシーの遵守

受託者が業務を行う場合にあっては、別紙1「石川県情報調達共通特記仕様書」を遵守しなければならない。

(2) 個人情報の保護

受託者が業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、別紙2「個人情報の取扱いに係る特記事項」を遵守しなければならない。

(3) 守秘義務

受託者は、業務で知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

10 著作権等

(1) 著作(財産)権の所有

成果品及び電子データ等、今回の契約により作成されたコンテンツに係る著作権、構成素材の著作権(二次的著作物の利用に関する原作者の権利を含む)は、委託者に帰属する(ただし、制作途中に制作案等の用途に使用して、成果品として採用されなかった制作物を除く。)ものとする。また、委託者は、コンテンツの維持又石川県の移住・交流居住に関する広報宣伝を目的とした改変及び印刷物等の二次利用をすることができるものとする。

(2) 第三者への利用許諾

受託者は、成果品及び構成素材の第三者への利用許諾を認めるものとする。

(3) 権利関係の処理等

ア 成果品及び構成素材に含まれる第三者の著作権その他全ての権利についての交渉・処理は、従前から所有していたものを含めて受託者が行うこととし、その経費は委託費に含む。

イ 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で行う。

(4) 権利に係る留意事項

委託者から提供する以外の写真、画像、イラスト等のデータを使用する場合は、第三者の肖像権・著作権等の権利を侵害することのないよう厳に注意すること。

11 留意事項

(1) 暴力団等の排除のため、受託者が以下のいずれかに該当する場合は、委託を行わない。委託後に判明した場合は、委託を解除できるものとする。この場合において、解除により受託者に損害が生じても、実行委員会はその責を負わないものとする。

ア 役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(2) 業務の実施にあたっては、実行委員会や関係者と密に連携を図り、十分な協議の上、円滑に行うものとする。

(3) 本仕様書に明記されていない事項及び疑義が生じた場合については、実行委員会と協議の上、決定するものとする。

(4) 業務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせることを必要とするときは、あらかじめ書面による実行委員会の同意を得なければならない。